

# 事前合意による院外処方 疑義照会・確認の簡素化プロトコール合意書

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用のために極めて重要な業務である一方で、調剤上の形式的な変更に関するものも多く、患者・処方医師・薬剤師各々の負担になる場合もある。そこで、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」や、令和6年4月より施行される「医師の働き方改革」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として形式的な疑義照会・確認を減らし、患者への薬学的ケアの充実と処方医師の業務負担軽減を図るために、下記の院外処方の疑義照会・確認の簡素化プロトコールを作成した。国立病院機構関門医療センターは、本プロトコールの遵守誓約書を下関市薬剤師会に提出した下関市薬剤師会会員施設が行う院外処方せんに係る処方医師への疑義照会・確認において、プロトコールの内容においては、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医師への直接確認を不要とし、専用の実施報告書によるFAX連絡のみで変更対応を行うことを事前に合意する。但し、必要に応じた直接の疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

## 言記

### 1. 医師への疑義照会・確認を FAX 連絡のみに簡素化できる項目

- ① 併売等で成分名・剤型が同一の場合の銘柄変更（先発品から先発品への変更については目的とする成分・剤型の後発品がない薬剤のみを対象）
- ② 内服薬剤の同一銘柄での「剤型」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする剤型の後発品がない薬剤のみを対象）
- ③ 内服薬剤の同一銘柄での「規格」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする規格の後発品がない薬剤のみを対象）
- ④ 外用薬について総量が変わらない範囲かつ患者の支払い負担が増えない包装規格変更
- ⑤ ビスホスホネート製剤等の週 1 回あるいは月 1 回服用の製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化また、ビスホスホネート製剤の用法が朝食後等、明らかに違う場合の用法を「起床時」に変更
- ⑥ 「1 日おきに服用」等と処方された薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑦ 前回、直接電話連絡の疑義照会で処方修正となった内容が今回の処方に反映されていない状況且つ、患者が医師から処方変更説明を受けていなかった場合の前回と同内容の変更
- ⑧ 各製薬会社より医薬品の出荷調整・停止が通知されている薬剤について、処方された薬剤が入手できない場合、入手できる同一成分で同一適応をもつ薬剤への変更。この場合、先発・後発は問わない。

### 2. 麻薬については、この合意の適用外とする

### 3. 本運用を適用する際は、患者が不利益を被らないように、調剤薬局において患者ごとに十分説明（服用方

法や支払い額の変更などを含めて説明)の上、同意を得てから行うこと

4. 調剤薬局は変更後の薬剤について、治療目的の保険適応について十分に確認を行い、変更理由については調剤録等に記載を行うこと
5. 変更を行った内容については所定の様式を用い、すみやかに処方医師に FAX 連絡を行うこと
6. 処方箋に「変更不可」・「疑義照会・確認の簡素化プロトコール対象外」等の記載（後発品への変更不可も含む）があった場合はこの合意書に従った変更は不可とする
7. 合意の対象範囲について  
医師：国立病院機構関門医療センターの院外処方を行う者  
薬剤師：下関市薬剤師会に本プロトコールの遵守誓約書を提出した施設で調剤を行う者  
患者：国立病院機構関門医療センターの院外処方を受ける者
8. 下関市薬剤師会は本合意の適応となる会員施設の一覧を国立病院機構関門医療センター薬剤部に提出すること
9. 本プロトコール適応期間中においては「通常の保険診療で認められている調剤時の後発品への変更」については専用の実施報告書や変更調剤の FAX 連絡を不要とし、お薬手帳に変更内容がわかるように記載すること
10. 本プロトコールの開始時期：2025年4月1日より開始とする
11. プロトコール内容の追加・変更・解除については必要時に国立病院機構関門医療センターの薬剤委員会で審議を行うものとする

以上